

藤井寺市障害者計画等策定業務提案書作成 要領及び選定要領

令和8年1月21日

藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

1. 業務名

藤井寺市障害者計画等策定業務

2. 概要及び目的

本業務は、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めるために策定する、障害者基本法第11条第3項に基づく「藤井寺市障害者計画」及び本市における障害のある人が年齢や障害の種別等にかかわりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、今後のサービス基盤の整備を計画的に進めるために策定する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づく「藤井寺市障害福祉計画（第8期）」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「藤井寺市障害児福祉計画（第4期）」を、一体的に策定することを目的とする。

3. 本要領の趣旨

本要領は、別紙「藤井寺市障害者計画等策定業務仕様書」に基づき各事業者に提案を求める、その内容及び事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

4. 委託事業者選定方法

提案書と見積書を総合的に判断する公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、別途打ち合わせの上、契約する。

5. 契約履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 契約方法等

随意契約とし、支払いについては完了払いとする。

7. 予算上限

8,030,000円（消費税及び地方消費税含む。令和8年度予算として債務負担行為設定済み。）

8. 応募資格要件

以下の要件をすべて満たすこと。

（1）法人格を有していること。

- (2) 令和7年度・8年度競争入札参加有資格者名簿に登録（予定）されており、登録されている契約業種が「調査・研究業務」で、詳細業種が「各種コンサルタント業務」であるもの。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 藤井寺市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (7) 提示する藤井寺市障害者計画等策定業務仕様書等の内容を十分に理解し、その内容に沿った調査及び策定支援業務を提案できること。
- (8) 提案内容に精通した研究員を参画させることができ、期限までに確実に障害福祉計画等を策定させる実力を有すること。
- (9) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において、国又は地方自治体が策定する「障害者計画」、「障害福祉計画」又は「障害児福祉計画」の策定実績を有すること。

9. 費用及び帰属

本選定での費用及び帰属について以下のとおりとする。

- (1) 提案等に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は支払わない。
- (3) 提出書類にかかる著作権は提案事業者に帰属するものとし、提出書類は原則非公開とし、提案者に無断で使用しないものとする。但し、選定作業において必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。

10. 選定スケジュール

本選定のスケジュールは下記のとおりとする。

項目	日程（すべて令和8年です）
実施の公表	1月29日（木）
質問書の受付期間	1月29日（木）から2月9日（月）17時まで
質問書への最終回答	2月10日（火）
提案参加書類一式の提出	2月2日（月）から2月20日（金）17時まで
選定結果通知	3月11日（水）

契約締結	3月下旬まで
------	--------

1 1. 質問及び回答方法

本選定に関する質疑がある場合は、記録に残るように必ず E-Mail にて質問書（様式第2号）を添付して行うこと。その際のメール件名は「藤井寺市障害者計画等策定業務に関する質疑事項」と記載すること。質疑の受付期限は、事務局の受信時刻をもって判断する。

また、回答については、回答予定日に質問書提出者へ E-Mail で返信するとともに、市のホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答するものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

1 2. 提出書類

本選定における提出書類は以下の通りとし、「1 0. 選定スケジュール」に定める期日までに提出することとする。

（1）提出書類

- ① 提案参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 提案書（自由様式。A4 サイズ。縦横自由） 紙媒体7部（P D F 形式の電子データにおいても提供をおこなうこと）
- ③ 見積書 正本1部 副本6部

なお、W e b 環境による調査の実施を提案する場合には、W e b 環境による調査を行わない場合の見積書も提出すること

（2）提出方法及び提出先

提案書及び見積書の提出方法については、それぞれ下記提出先に持参又は郵送（提出期限内必着）するものとする。なお、提案書のP D F 形式の提出については、提出の記録が残るように、必ず E-Mail にて行うこと。その際のメール件名は「藤井寺市障害者計画等策定業務」と記載し、参加申込書に記載した連絡担当者のみから送信すること。

提出先 〒583-8583（住所不要）

藤井寺市岡1-1-1

藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課 障害者福祉担当（1階⑥番窓口）

電話番号 072-939-1106

F A X番号 072-939-0399

E - mail fukushi@city.fujiidera.lg.jp

1.3. 提案書記載内容

提案書に記載する内容は以下のとおりとする。なお、各社の内容を比較するため、以下のとおりの順序・内容とすること。また、計画策定委員会出席予定研究員の変更は、入院などの特段の理由がない限り認めない。

1、計画策定に対する基本的な考え方について

*本市の現状分析は、記載必須とする。

*計画の期間については、藤井寺市障害者計画の計画期間である6年と合わせ、藤井寺市障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）も6年を1期として、ともに令和9年度から令和14年度までを計画期間として作成すること。

2、アンケート調査について

*調査対象及び対象者数のそれぞれの設定根拠、主要設問とその設問により抽出しようと考えているニーズについての記載は、必須項目とする。

*Web環境による調査の実施を提案する場合には、必ず調査回収率向上への効果を含めた提案を行うこと。

3、アンケート調査以外に行うべき調査について

*その調査を行うべきと考えた理由について記載すること。

4、策定スケジュールなど委託事業の進行管理について

*計画策定委員会での議事支援の内容については、必須項目とする。

5、各種障害福祉サービス及び障害児通所サービスのニーズ把握方法について

6、業務実施体制について

*計画策定委員会に出席予定の研究員に関して、同種・類似計画策定実績についての記載は、必須項目とする。

*本業務に研究員等を複数従事させる場合は、主担当から順に記載すること。

*他の業務との兼務予定か、専任とするかについても記載すること。

7、貴社の障害福祉計画などの策定実績について

*府下自治体や本市での実績、過去5年以内の実績は優先的に記載すること。

8、その他

*特に貴社がアピールしたいことや独自提案があれば記載すること。

1.4. 見積書について

業務提案に応じた見積書及び内訳書を提出すること。なお、見積書については、貴社任意様式で構わないので、消費税を抜いた価格を記入し、本市登録の所在地、代表者、商号を記載すること。

15. 事業者選定の方法

(1) 選定方法

受託候補者を決定するため、市内部に選定委員会を設置する。選定委員会は、提案書に基づいて、内容の審査及び評価を行う。

なお、提案者が1者の場合でも、審査を行う。

(2) 選定結果の通知

提案者のうち、受託候補者については、文書により通知する。同様に候補にならなかった提案者に対しても文書により通知する。

16. 審査及び評価基準

(1) 業務要件及び提案部分

仕様書の内容に対する理解、提案内容など全体を通して総合的に評価する。

なお、評価方法については、選定委員会においてあらかじめ定めた別紙「藤井寺市障害者計画等策定業務提案書評価表」に基づいて、提案書の要件に関する記載内容、提案内容をもとに選定委員会において、計画性・実現性・具体性・信頼性などの総合的な判断を行うものとする。

(2) 価格部分

本業務の見積もり金額の総額を評価する。

(3) 最低評価基準点

各選定委員の評価の合計点の平均点が120点未満の者は、受託候補者として取り扱わない。

17. 留意点

以下の点に留意すること。

- (1) 選定された提案書等の内容は契約時の仕様として採用する。但し、両者協議合意のうえ、提案内容の追加・変更・削除ができるものとする。
- (2) 辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。但し、辞退する場合は速やかに辞退届を提出すること。
- (3) 提案書等の提出後、その内容について不明点等があるときは、本市から質問する場合がある。
- (4) 入札参加資格申請で登録されている事項で、所在地、代表者、商号、受任者の所在地及び名称、印鑑等に変更があれば、見積書提出前に必ず変更届を提出しておいて下さい。
- (5) 契約が正式に締結されるまでの期間、「8. 応募資格要件」に掲げる事項のいずれかを満たさなくなった場合は失格とする。

(6) 提出書類が次に掲げる事項の一つに該当する場合、本市の判断で失格とすることがある。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ③ 記載すべき事項の全部、または一部が記載されていない場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合

19. 参考資料

(1) 藤井寺市人口（令和7年11月末時点）

人口	年齢区分		
	0-17	18-64	65-
60,638	6,706	36,136	17,796

(2) 身体障害者手帳（令和7年11月末時点）

手帳等級	年齢区分		
	0-17	18-64	65-
1級	10	195	497
2級	9	110	202
3級	10	63	260
4級	1	94	456
5級	1	55	124
6級	3	44	151
合計	34	561	1690
			2285

(3) 療育手帳（令和7年11月末時点）

判定区分	年齢区分		
	0-17	18-64	65-
A	66	189	21
B 1	25	103	7
B 2	140	203	5
合計	231	495	29
			759

(4) 精神障害者保健福祉手帳（令和7年11月末時点）

手帳等級	年齢区分		
	0-17	18-64	65-
1級	0	20	8
2級	1	345	53
3級	51	206	15
合計	52	571	76
			699

(5) アンケート回収率

児者区分	回収率 (%)		
	H 2 9	R 2	R 5
者	48.8	44.0	39.9
児	47.6	39.6	33.3

令和6年度障害福祉サービス利用実績

居住介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護		重度障がい者等包括支援	
人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
180	3,131	17	1,373	17	314	13	386	0	0

短期入所		生活介護		自立訓練		就労移行支援		就労継続支援A型	
人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
53	257	221	3,516	12	144	32	501	50	885

就労継続支援B型		就労定着支援		療養介護		共同生活援助		自立生活援助	
人／月	人日／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
191	3,012	9	6	127	0	127	0	127	0

施設入所支援		計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援		児童発達支援	
人／月	人／月								
58	113	1	0	0	164	127	0	164	1,334

医療型児童発達支援		放課後等デイサービス		保育所等訪問支援		障害児相談支援		居宅訪問型児童発達支援		指定特定相談支援事業所	
人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
0	0	340	2,719	14	19	19	0	0	0	4	0

令和7年度 上半期障害福祉サービス利用実績

居住介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護		重度障がい者等包括支援	
人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
175	3,105	22	1,596	19	338	14	534	0	0

短期入所		生活介護		自立訓練		就労移行支援		就労継続支援A型	
人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
80	306	218	3,588	6	91	28	414	50	868

就労継続支援B型		就労定着支援		療養介護		共同生活援助		自立生活援助	
人／月	人日／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
205	3,202	8	6	141	0	141	0	141	0

施設入所支援		計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援		児童発達支援	
人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
49	111	0	0	1	0	209	1,498	0	0

医療型児童発達支援		放課後等デイサービス		保育所等訪問支援		障害児相談支援		居宅訪問型児童発達支援		指定特定相談支援事業所	
人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
1	1	402	3,066	14	24	1	24	1	24	4	0

以上